

**福祉サービス第三者評価結果報告書**  
【児童福祉分野（保育所）】

**【受審施設・事業所情報】**

事業所名称	認定こども園 一津屋愛育園	
運営法人名称	社会福祉法人 成光苑	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	理事長：高岡 國士 / 園長：前田 久野	
定員（利用人数）	120 名（132名）	
事業所所在地	〒 566-0043 大阪府摂津市一津屋1丁目37番9号	
電話番号	06 - 6340 - 2107	
FAX番号	06 - 6340 - 2139	
ホームページアドレス	<a href="http://hitotsuya-aiikuen.org/">http://hitotsuya-aiikuen.org/</a>	
電子メールアドレス	<a href="mailto:h-aiiku@muse.dti.ne.jp">h-aiiku@muse.dti.ne.jp</a>	
事業開始年月日	平成3年4月1日	
職員・従業員数※	正規 13 名	非正規 17 名
専門職員※	保育教諭：正規 10名、非正規 13名 栄養士：正規 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] ・保育室（0～5歳児） ・調乳室・沐浴室・調理室・遊戯室・面談室 ・図書室・子育て支援室・ランチルーム・屋上	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

**【第三者評価の受審状況】**

受審回数	2 回
前回の受審時期	平成24 年度

**【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】**

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【理念・基本方針】

### 法人理念

個人の尊厳を旨として、その人にふさわしい最善のサービスの提供に努める  
個々のご利用者のこころや体の状態に鑑み、その思いを把握したうえで、日々の生活を安心・安定した気持ちで過ごしていただける環境をつくります。

地域に開かれ、愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す

地域住民にとって「あってよかった」と思われるよう、地域に信頼にされ、力になれる施設作りを目指します。

専門的知識、技術の研鑽に努め、誇れる施設を目指す

自分たちの職場は、育成の仕組みが整い、人間的にも、知識・技術的にもレベルの高いスタッフによる良好なサービスを提供していると胸を張って言える施設を目指します。

### 愛育園経営方針

新しい時代に生きる力の基礎を培う

女性の社会参加の支援に貢献する

地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜び社会の実現に寄与する

### 教育・保育方針

健康な心身、思いやりの心、頑張る力を育みます

させられる子どもからする子どもに育てます

日々の教育・保育活動を通じ、地域福祉の貢献に努めます

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

①全職員が子どもたちを笑顔で受け入れ、一人一人の個性や特徴、欲求を温かく受け止め、健康で安全に過ごせるように、職員が連携をとりながら、優しく丁寧に関わるようにしています。子どものあるがままの姿を受け止め、したい気持ちを大切にしながら保育者との信頼関係を深め、伸び伸びと生活ができるようにしています。

また、アレルギーをもつ子どもも一緒に食事の時間が楽しめるように、週一回「にこにこ給食」の日として全園児が同じ食事を摂れるようにしています。

②子どもたちの頑張る力が育つように様々な取り組みを行っています。特に幼児クラスは多様な経験を通して自分の好きな遊びや活動を見つけ、集中して取り組むことで自信や達成感もてるようになり、仲間意識や意欲を育てています。

また、漢字あそび、立腰を取り入れ乳児期から姿勢を正すようにしています。立腰の姿勢が保てるようになることで、持続力や集中力が身に付き、小学校以降の学習や生活が円滑に過ごせるようと考えています。漢字あそびでは小学校以降の学習にある国語力がつくようにと「石井式漢字教育」を実践しています。

③年間を通し様々な行事を計画し、園児と保護者が一緒に楽しみ、園と家庭とが子どもの成長や発達について情報を共有できる機会を計画しています。

季節に合わせたお集まり（虫歯予防デー、クリスマスなど）や伝統的な行事（節分、雛まつりなど）の由来を知ったり、皆で楽しくお集まりで過ごすなど計画しています。保護者にも一緒に参加していただく夏祭りや運動会などは触れ合いの機会として一緒に楽しむことができるようにしています。

子どもたちの成長や普段の姿も見ていただく機会も設けています。給食試食会、

個人懇談、クラス懇談会など保護者と子育てや園生活などについて共通理解を深めるようにして保護者と連携を図っています。

④地域の未就園児の親子が利用できる、子育て支援室、園庭、屋上、プールを開放しています。子育て支援担当者が中心となり親子教室や季節のお集まり（七夕、クリスマス、節分など）を開催し一緒に遊んでいただくようにしています。お集まりに当園の園児も参加し一緒に過ごす機会も作っています。

また、栄養士、保健師による講座や、担当者が絵本の紹介をするなどもしています。

子育てについての悩みや相談は、スマイルサポーター(4名)が話を聞いたり、必要なら保健師に繋ぐようにしています。

### 【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年7月10日～平成30年9月14日
評価決定年月日	平成30年9月14日
評価調査者(役割)	1701C040 (運営管理委員) 1001C018 (専門職委員) ( ) ( ) ( )

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

認定こども園一津屋愛育園は、社会福祉法人成光苑が運営しています。平成3年4月に開園した保育園で、現在は定員120名の認定こども園として新たな役割を担い教育・保育活動をしています。保育園の位置する地域は、大阪モノレール南摂津駅の近くで利便性が高く、周囲には大企業や工業団地、市営住宅などが立ち並んでいます。園周辺には公園や公民館があり、一般住宅地となっており、比較的静かな環境に立地しています。

地域に対しては、法人理念としての「地域に開かれ、愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す」というモットーのもとに、地域の特性や環境変化をよく分析・把握しながら地域の福祉ニーズに柔軟かつ誠実に応えており、地域に開かれ愛されるこども園として教育・保育サービスの充実と提供に努めています。周辺には子育て世代が多く、就学前児童の保育・教育ニーズも高く、基本保育と共に延長保育や一時預かり保育、子育て支援などの事業も幅広く行い、働く保護者への支援と女性の社会参加に貢献できるように積極的に取り組んでいます。

建築して9年を経過していますが建物・設備面もよく整備されており、保育環境は良好です。サービス目標である「オンリーとナンバーワンを目指す」施設経営ができるような工夫や配慮が取り入れられています。子どもたち一人ひとりの個性や特徴にあわせて全職員が連携をとりながら、笑顔で優しく丁寧に関わり、伸び伸びとした生活ができるようにしています。

(注) 判断基準「abc」について

【平成27年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との比較はできませんのでご留意ください】

(a) は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b) は多くの施設・事業所の状態、(c) はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

### ◆特に評価の高い点

#### 特色ある教育・保育実践の取組み

子どもたちの頑張る力が育つよう、様々な活動を通して集中力や表現力、協調性を高め、仲間意識や意欲性を育てています。特に幼児クラスでは、日々の教育・保育活動の中にリズム遊びや体操、楽器遊び、和太鼓などを取り入れた活動をしています。

#### 地域子育て支援事業の取組み

「日々の教育・保育活動を通じ、地域福祉の貢献に努める」という教育・保育方針に基づいて、地域の未就園児の親子のために、地域子育て支援事業に力を入れています。「つどいの広場」としての子育て支援活動、園庭開放やプール開放等を行っています。また、七夕や夏祭り、運動会やクリスマスなどの季節行事にも一緒に参加してもらったり、地域の保健師・栄養士による講座や子育て・生活相談など、地域の子育て支援事業の取り組みや地域貢献支援事業も積極的に行っています。

#### アレルギーのある子どもたちへの配慮について

週1回「にこにこ給食」と称して全園児が同じ食事やおやつを食べることが出来るよう、献立の工夫をしています。また、延長保育時のおやつはアレルギーのある子どもも食べられるものを提供する等配慮しています。

#### ◆改善を求められる点

##### 事故防止への取り組み

ヒヤリハットやケガ等について、報告書を記入し職員に周知していますが、組織的に発生要因の分析を行い、改善策・再発防止策を検討・実行することが望まれます。

#### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価結果を基に会議を行い職員皆で話し合いました。すぐに見直せるところや少し時間をかけ分析や検討をしながら次年度に向けて改善するところなど、様々な課題を職員間で共有することが出来ました。

今回の受審を今後の保育実践に繋げていき、更なる保育の質の向上となるように努力して参りたいと思います。

#### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

	評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針	
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント) 園の理念や基本方針はホームページやパンフレットに記載しています。基本方針には法人の理念と整合性が確保されており、職員の行動規範となっています。会議や研修で説明し朝礼で唱和するなどして周知を図り認識を深めています。保護者には入園時や懇談会や父母の会等で分かりやすく説明しています。	

	評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握	
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント) 経営環境の変化等に対しては、研修及び専門の広報誌や機関紙等を通して情報の把握に努めています。地域の福祉情勢の動向についても保育団体の会議等への参加を通して内容を把握しています。園が位置する地域の変化等も法人本部のデータ収集と連動しながら把握し、コスト分析などを通して経営状況を分析しています。	
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント) 法人本部と連携しながら経営課題を分析し、園としての取り組むべき課題を明らかにしています。役員間での共有と併せて職員にも周知しています。設備整備とともに職員体制や人材育成等の課題の改善に向けて取り組んでいます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	中・長期計画は、理念や基本方針にもとづき策定しています。事業計画は、経営環境や保育内容等の課題や問題点の改善を目指した計画となっています。収支計画は、法人の資金収支予算と連動した園独自の資金収支計画が立てられています。中・長期計画は、3年間の目標のもとに策定されており必要に応じて見直しています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度計画は、中・長期計画の内容を反映した事業内容として具体的に示されており、実行可能な内容になっています。計画には、具体的な数値目標や成果等を設定しており、評価を行える内容となっています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画は園長・主幹保育教諭、中堅リーダー等で策定しており、内容は職員会議等で説明し周知を促しています。事業計画の実施状況の把握や評価・見直しも組織的に行っています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画は、玄関に掲示して閲覧できるようにしています。事業計画の主な内容は、父母の会総会で説明しています。クラス懇談会で、きりんだよりや園だより等で内容を分かりやすく工夫して説明しています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	保育の内容については、職員会議等で評価し見直しています。PDCAサイクルに基づいて自己評価を行い保育の質の向上に繋げています。定期的に第三者評価を受審しています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	保護者アンケートの集計結果の分析と園の自己評価を分析した結果に基づく課題を職員間で共有しています。課題や改善策については正確に文書化し、計画的に改善に取り組むことが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	a
(コメント)	施設長の役割と責任に関する内容は職務分掌表に記載しています。職員には会議を通して、園の経営、管理に関する方針と取組を明確に示し、リーダーシップを発揮しています。保護者には懇談会や広報誌等を通して表明しています。有事及び不在時の際の権限委任も明確に文書化しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は、行政や保育団体等が主催する法令遵守に関する研修や勉強会に出席しています。学んだ内容を職員会議で伝え、法令を遵守するための取組を行っています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、保育の現状を評価・分析しながら質の向上に向けて積極的に取り組んでいます。研修計画を立て、職員の教育・研修の充実を図っています。職員個々に面談を行い、自己評価の振り返りや意見の聴取を通して保育の質の向上に指導力を発揮しています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、法人本部と連携を取りながら人事、労務、財務等を踏まえた分析を行っています。遅番担当者や清掃担当の職員を雇用するなど、職員の負担解消のための取り組みを行い、働きやすい環境作りに努めています。業務省力化として、システム導入による書類等の効率化を図っています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	必要な福祉人材や人員体制に関する考え方は、中・長期計画や経営方針に記載しており、「求人活動年間計画」に基づき確保できるように取り組んでいます。特に保育の提供に関わる専門職の確保については、実習生等を採用できるように努めています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	法人が期待する職員像は、法人が作成した冊子「和顔愛語」に明確に記載しています。職員の人事基準は就業規則に定めて周知しています。職員の処遇は職務の成果や貢献度を評価し処遇改善を行っています。人事評価の基準を明確にした上で、職員の自己評価と関連付けて人事考課を実施することが望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	就業規則の定めにより、就業状況や労務管理に関する責任体制を明らかにしています。職員の心身の健康と安全確保に努め、有給休暇を取得しやすい配慮をしています。定期的な職員面談の機会もあり、福利厚生にも配慮しています。人材定着のために、ワークライフバランスに配慮した働きやすい労働環境整備に取り組んでいます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	「期待する職員像」は「和顔愛語」や保育マニュアルで明確にしています。「期待する職員像」に向けて、目標水準や目標達成度を明確にした職員一人ひとりの目標管理の仕組みを構築することが望まれます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	保育マニュアルや教育・保育計画の中に、職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、職員に必要とされる要件を明示しています。研修計画にもとづき、外部研修・法人研修への参加や内部研修を実施しており、評価と見直しを行っています。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	事業計画や研修計画に基づき、研修の機会を確保し実施しています。外部研修の参加も奨励し、研修成果は復命書で研修報告を行い、園全体で共有しています。新任職員をはじめとする個々の職員の知識・水準等の状況把握のもとに、個別に配慮したOJTを行うことが望まれます。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	専門職の教育・育成についての体制を整え基本姿勢を明文化しています。主幹保育教諭が担当指導者となり、実習生を受け入れており、マニュアルに基づき指導を行っています。学校側とも連携しながらプログラムを整備しています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	ホームページや広報誌等を通して法人の理念・基本方針や提供する福祉サービスの内容、その他の情報を公開しています。苦情・相談の体制や内容についても公表しています。第三者評価の受審結果も公表しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	事務・経理・取引等に関する規程に基づき、権限・責任を明確にしています。法人本部の指導により定期的に内部監査を受けています。外部の専門家のチェックを受け、外部監査も活用しながら経営改善を行っています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	「和顔愛語」に法人・保育園と地域との関わりについての基本的な考え方を明示しています。社会資源や地域の情報を掲示板で提供しています。地域の行事や活動にも積極的に参加しており、交流の機会を多く持ち、園として地域を支援する体制を整えています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、マニュアルもあり体制を整えています。地域貢献に力を入れながらもボランティア受け入れ数が少ないので、受け入れを積極的に進めていくことが望まれます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	社会資源としての関係機関・団体のリストや資料をファイルしてあり、職員間で情報共有化しています。地区の子育て会議等、関係機関・団体とも定期的な連絡会を行い、連携しています。地域の共通の問題には園長・主幹保育教諭を中心にその役割の一端を担い、協働して取り組んでいます。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	園内に子育て支援室「つどいの広場」を設け、子育て支援担当者の定期的な活動を通して地域の子育て支援に積極的に取り組んでいます。園庭開放、プール開放、地域の保護者向けの講演会や研修会等、地域ニーズに応じて多様な支援活動を行っています。園長は、校区自主防災会の会議や訓練にも参加し、連携しています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	子育て支援担当者や地域貢献支援員（スマイルサポーター）が保護者の子育てや地域住民の相談に応じています。親子教室や広場を利用する保護者へのアンケートや民生・児童委員との会議などを通してニーズの把握に努め、地域貢献に関わる活動を行っています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	倫理綱領や規程に基づき人権研修等を行い、職員は理解を深め、子どもを尊重した保育を実施しています。職員会議において、状況の把握と評価を行い必要な対応を図っています。保護者も理解を深めるよう懇談会で伝えています。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
(コメント)	子どものプライバシー保護、権利擁護についての規程やマニュアルを整備しており、不適切な事案の発生の場合の対応方法も明示しています。職員も研修を通して理解しており、保護者にも周知を図っています。保育の場面でも子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	利用希望者に対しては、パンフレットなど選択に必要な資料や情報を積極的に提供しています。見学の希望にも応じ、わかりやすく丁寧な説明を行っています。ホームページの内容も定期的な見直しを行い、随時、最新の情報を提供しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始及び内容変更時には、重要事項説明書に基づき、理解しやすいよう説明しています。入園説明会では、入園のしおりを通して保育内容等詳しく説明しています。園則を提示して利用契約を結び書面を残しています。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	退園・卒園の際は、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書を定めています。利用終了後の案内も丁寧に説明しています。利用終了後も気軽に相談できる窓口（主幹保育教諭が担当）を設けています。退園の際は、保育年数や園での様子を記載した「引き継ぎ書」を作成し配付しています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	企画会議において定期的実施している利用者満足に関するアンケートで把握した結果を分析・検討し改善を行っています。懇談会前にもアンケートを取り、課題や改善点が必要な場合は、改善案を示し保護者に知らせています。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制を整備し、仕組みをわかりやすく説明した掲示物や意見箱の設置もあり、保護者等へ周知しています。苦情や意見を申し出やすい工夫としてインターネットを使用した匿名アンケートも行っています。苦情内容と解決結果は、ホームページで公表しています。苦情を申し出た保護者の意向を確認の上、クラス懇談でも公表して見直しや改善を行っています。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
(コメント)	保護者からの相談や意見については、担任・主幹保育教諭だけでなく全職員誰にでも述べられるよう説明した文書の掲示や園だより等があり保護者に周知しています。意見を述べやすいように配慮した専用の相談室もあります。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保育マニュアル・意見要望対応マニュアルがあり、会議で対応の手順や記録の方法などの説明があり、組織的に対応しています。職員は受容的態度で傾聴に努め、保護者の意見を積極的に把握する取り組みをしています。連絡ノートに書かれた意見や要望にも迅速に対応し、改善が必要な場合は会議に諮り、保育の見直しをしています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	安全点検チェックリストや事故発生時対応マニュアル等があり、主幹保育教諭・組主担任を責任者とするリスクマネジメント体制を整備しています。ヒヤリハットやケガ等の事例の収集も行っていますが、職員会議での報告にとどまることなく、委員会等の組織をもって発生要因の分析と改善策を検討する取り組みが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症対応マニュアルを作成し、係担当を決め管理体制を整え、職員に周知徹底しています。感染症が発生した場合には、玄関にクラスごとのボードを設け知らせています。保健だより等で予防の仕方などの情報提供をしていますが、感染症の予防や安全確保に関する研修や勉強会等を定期的に行うことが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	防災マニュアルに基づき災害時の対応体制を整えており、避難や安否確認の方法も周知しています。行政や消防署、地元自治会とも連携し防災マップを作ったり、総合的な訓練も行っています。緊急時の備蓄食品等も整備していますが、保管場所については1階だけでなく上層階に分散するなどの工夫が必要です。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
(コメント)	職員は法人と当園のマニュアルの両方を個々に持っています。マニュアルには子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢を明示しています。保育基礎研修は法人が行い、実施方法の確認はクラスの主任や乳児・幼児リーダー・主幹保育教諭などが行っています。保育は画一的なものとならないよう、個人配慮を大切にしています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	学期ごと及び年度末最終に検証・見直しをしています。指導計画の内容に反映した箇所は赤で見直しがわかるように、また見直しがなければ「無」のサインをしています。保護者アンケートから意見や提案を反映しています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画はクラスの中堅保育士が策定し、主幹保育教諭がチェックしています。入園説明会の面談は園長・主幹保育教諭が行い、アセスメント票に基づいて具体的なニーズ等把握し、4月に再度子どもの状況を確認しています。乳児及び障がい児の個別指導計画は、子どもの状況を把握して策定しています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画の見直しは毎月職員会議で行い、保育に対する自己評価や子どもの様子の記録から次月の計画作成に活かしています。保護者からの意向はアンケートなどから把握しています。指導計画の変更は朝礼で、参加出来なかった職員には、朝礼ノートでわかるように、また、確認印をしています。緊急な場合は内線で知らせています。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービスの実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの発達状況や生活状況は保育記録、健康記録、児童原簿などに記録し把握しています。記録内容や書き方については法人の基礎研修で学び、クラスの主任や中堅保育士がチェックと共に指導しています。保育所への情報の流れは朝礼や朝礼ノートで、時には回覧を利用することもあります。毎月の職員会議で情報は共有しています。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	記録の管理についてはマニュアルや管理規程を定めて、園長の責任のもと、事務所で保管しています。職員は個人情報保護について園内研修を受け、理解し、遵守しています。保護者は年度初めに同意書を提出しています。個人情報保護規程は玄関に掲示しています。	

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
(コメント)	全体的な計画は、認定こども園教育・保育要領の改訂にあたり、正規職員の参画のもと検討し、策定しています。認定こども園教育・保育要領の趣旨をとらえて、法人の理念・方針に基づいて編成しています。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	午睡時は0才5分、1・2才10分、3才15分間隔でタイマーを使用し、顔色、胸の動き、鼻、呼吸などを確認し、チェック表に記録しています。園内研修で睡眠時の観察の大切さを周知しています。0～2歳児クラスは一人ひとりの子どもに応じた個別月案を作成しており、子どもたちへの関わりは「和顔愛語」を大切に対応しています。保護者とは連絡帳や送迎時に伝え合い、連携しています。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	登園時に連絡帳の確認や視診・触診を行い、子どもの健康状態を把握しています。異年齢児交流や栄養士、調理師、実習生、地域の方など保育士以外の大人と関わる機会も多くあります。子どもたちへの関わりは個々の意欲を尊重して、何時でも手助け出来るように見守ったり、適切な声掛けで基本的な生活習慣が身につくよう努めています。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	各年齢に応じた集団遊びで友だちとの関わりを楽しんでいます。ルール遊びでは自分たちで考えて遊びを展開する姿も見られます。室内外ともにのびのび遊び、クラス合同で遊んだり、保育教諭と一緒に入り遊びを盛り上げたりしています。夏祭りや和太鼓などを披露し、地域や学校に子どもたちの活動を伝えています。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
(コメント)	小学校との連携は全体的な計画から年間指導計画に記載しています。地域の小学校主催で研修や講習、意見交換など交流は活発に行われています。子ども同士で協力する活動として、玄関の壁面制作を異年齢合同で取り組んだり、発表会の役作りのお面や木製ブロックで一つの作品を作り上げたりしています。また、鼓隊や和太鼓の練習を重ね披露することで達成感を味わっています。	

		評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	保育室は快適な環境が保てるよう、採光、換気、室温に配慮しています。0～3歳児クラスは午睡をしており、週に1回、各階順にベランダで布団を干しています。4～5歳児クラスはプール遊びの時期には休息できるよう午睡をしています。保育室や廊下には子どもたちの壁面装飾で心和む雰囲気づくりをしています。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
(コメント)	人権に配慮した環境整備と子どもの心情に配慮した保育を行っています。トイレは時間間隔で促していますが、個々のリズムにも合わせています。衣服の着脱は年齢、発達に応じて援助したり、自分でやりたい気持ちを大切に見守ったりしています。散歩や公園、屋上など、室内外の遊具、玩具で十分体を動かし、遊んだ後は整理整頓をしています。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	室内外、屋上において子どもの発達段階に応じた玩具・遊具を用意して、自由に取り出して遊べるようにしています。ごっこ遊びや制作活動、延長保育などで異年齢児との関わりが多くあります。また、低年齢児クラスでのお手伝いもしています。トラブルが起きた時は互いの気持ちを汲み取れるよう聞き、思いに気付けるよう言葉かけをしています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	公園で虫取りをしたり、クラスごとで菜園活動をしています。観察で気になることは図鑑を見るなどの学習の姿もあります。秋には、散歩途中でまつぼっくりやどんぐりを拾って遊んだり、制作に利用しています。モノレールやバスで遠足に行ったり、近くのスーパーや文化ホール、高齢者施設に行く等、社会体験もしています。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	絵本や紙芝居は年齢や季節に合わせて読み聞かせを行い、子ども自身で図鑑や絵本を選んで見れるようにもしています。室内は写真や絵、文字など掲示しています。リズム遊びや体操を楽しみ、運動会、絵画展、発表会、鼓隊、和太鼓の披露の機会があります。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a
(コメント)	指導計画に基づき、子どもの活動や心の育ち、意欲、取り組む過程などの記録から保育実践を振り返り、自己評価に取り組んでいます。また、法人全体で実施している5領域の自己評価をもとに、園長は年2回の面談を行い、職員の学びや意識の向上に繋げています。	

		評価結果
A-2 子どもの生活と発達		
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	「和顔愛語」の保育精神に基づいた子どもへの対応に努めています。子どもの欲求や要求はできるだけ受け止め、また、登園時に不安がったり、泣いているときは優しく安心できるような声かけや対応を心がけています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
(コメント)	子ども同士の関わりの中で共に成長できるようにしています。トイレや玄関スロープなど環境への配慮をしています。障がい児保育について毎月の会議で話し合い、市の巡回指導は年2回（5月・10月）実施し、保護者も一緒に相談し、助言を受けています。保護者とも連携を密にしています。子どもの状態によっては、毎年同じ担任が継続して関わっていけるよう配慮をしています。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
(コメント)	連絡帳から家庭での生活を把握しています。延長保育は18時30分からは乳児・幼児合同で、おやつタイムをしています。おやつの内容は献立表に記入しており、アレルギーのある子どもも共に食べられるものにしていきます。延長時の引き継ぎは、早朝と夕方赤と青のページの色分けをしたファイルを利用して伝達しています。	

		評価結果
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
(コメント)	既往症や予防接種の状況は、保護者の報告で児童原簿に記入しています。子どもの健康状態に関する情報は朝礼で伝え、健康記録ノートに記入しています。怪我の場合、受診の判断は園長・主幹保育教諭が行い、担任の付き添いで病院に行き、保護者へ報告しています。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
(コメント)	食事時は準備から音楽が流れ、和やかな雰囲気になっています。6～9月を除き、月1回お弁当の日があります。シートを敷いてお弁当を楽しんだり、バイキングを実施したり、3月には子どもたちのリクエスト献立があるなど、子どもたちが食事を楽しむことができる工夫をしています。職員会議は栄養士も入り、給食について話し合い、連携して食育計画の作成や見直しをしています。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
(コメント)	残食は給食日誌に記入し、検食は0才児クラス担任が行っています。献立は旬の物、菜園活動で収穫した野菜、また、行事食は行事の内容に合わせて工夫しています。手作りおやつは週3回提供しています。クラスへ調理師・栄養士が入り盛り付けをしており、食事の様子を見たり会話の機会はたくさんあります。野菜の切り方は年齢で配慮をしています。	
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
(コメント)	健診実施の際は園だよりでお知らせして、保護者から事前に気になることを聞いています。結果は連絡帳や口頭で保護者にお知らせをして、職員には会議の際や回覧で周知しています。保健計画に反映し、担当の職員がパネルや歯磨き指導などを行っています。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	主治医の指示書をもとに、アレルギーに対応した個別の献立表を作成し、栄養士、担任、保護者で確認して提供しています。指示書は年2回提出しています。誤食を防ぐため、ネーム入りお盆、食器・コップの色分けで区別しています。週に1回「にこにこ給食」と称し、アレルギーのある子どもも全員同じ給食が食べられるよう配慮した献立とし、おやつ時の牛乳もプルーンジュースに変えています。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
(コメント)	衛生管理対策委員は保育室、給食室に分け、マニュアルを整備し、職員に周知しています。給食室は栄養士が中心となり、会議で食中毒に対する予防など衛生管理に関する話をしています。マニュアルの見直しや改善は年度末に行っています。	

		評価結果
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b
(コメント)	年間食育計画は年齢ごとに作成 しています。献立表は詳細な材料名、おやつを記載し、パン粉は卵・乳を含まない、味噌は小麦を含まない、などの注意書きを添え、分かりやすく配慮しています。離乳食、幼児食ともサンプル掲示しています。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
(コメント)	日々の連絡帳や送迎時のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築いています。対話で気になることや共有すべき情報は週案の備考の欄に記録しています。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
(コメント)	個人懇談、クラス懇談などで話し合い、また子どもの成長や園での姿など、保育参加・保育参観を通して保護者と共通理解を得る機会としています。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待防止に関するマニュアルを整備し、内部研修を実施し、職員に周知しています。保護者には虐待防止のポスターを玄関に掲示して啓発に努めています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	子どもへの不適切な対応がないよう、内部研修や毎月の職員会議で人権について話し合っています。就業規則に体罰禁止の文言を明記しています。	

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	認定こども園一津屋愛育園を利用中の保護者
調査対象者数	102 世帯
調査方法	アンケート調査

### 利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

認定こども園一津屋愛育園を現在利用している保護者102世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、58世帯から回答がありました。(回答率 56.9%)

特に満足度の高い項目として

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていきますか」

「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面接などを行ったりしていますか」

「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が90%を超える満足度、

「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」

「給食のメニューは、充実していますか」

が85%を超える満足度となっています。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
<b>居室</b>	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
<b>設備等</b>	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等